

あぐら

# 安愚楽牧場が破綻

## 戦後最大の消費者被害に…

弁護士 荻原典子

「黒毛和牛のオーナーになって、安定したりタインをゲット!」「たとえば50万円の契約金で年17,000円の利益金!!」などと宣伝して、和牛預託オーナー制度を続けていた(株)安愚楽牧場は、支払い不能に陥ったとして、平成23年8月9日東京地方裁判所に対して、民事再生手続きの開始申立を行いました。

老後の資金や子どもへの教育資金など全財産を預託したり、親類や家族にもオーナーとなるよう勧めたり、1億円を超える預託をした方なども多く、余りのショックで寝込んでしまったり、相談の途中で泣き出したりされる方も…。

被害者のため、全国で弁護士が結成されています。東海でも、愛知・岐阜・三重の東海3県の弁護士43名が東海弁護士団を結成し、私が団長を、小田典靖弁護士が事務局長を務めることとなりました。

私達は、安愚楽牧場の事業のやり方については、いろいろな問題があったと考えています。

そのひとつは、安愚楽の経営状態について、オーナーに正しい情報が伝えられてこなかったことです。安愚楽が、オーナーに送った決算は、平成23年3月末の第30期決算ですら、10億3,020万円の経常利益、5億円の純利益があがっているとして、黒字決算として公表されています。ですが、これらの決算では、出資したオーナーに対して将来返還すべき再売買代金が債務として計上されていないのです。そ

のほかにもいろいろな問題点があり、粉飾した財政情報を元にオーナーに出資を募ったり、契約の更新をお願いしていたりということは大変問題があると考えています。

また、平成23年6月末に満期を迎えるオーナーに対し、安愚楽はすでに満了金と仔牛売却利益金を支払っていませんでした。このような経営状態であることを経営陣は当然承知していたはずであるのに、7月中旬にも新たな出資を募っています。この事は更に問題です。

安愚楽はその破綻の原因を、口蹄疫や原発による被害と説明していますが、そもそも、ビジネスモデルとして成り立っていないかった、新しいオーナーからの出資金を配当にまわしていただけ、近い将来破綻が必至であるような自転車操業の事態であった疑いもたれています。経営実態によっては、出資法という法律や金融商品取引法、特定商品等の預託等取引契約という法律などに違反していて刑事罰の対象となったり、組織的詐欺罪に該当したりする事態もあり得ます。

安愚楽の債権者と言われるオーナー及びオーナーであった人の人数は全国で72,000人、出資額は4,200億円とされています。この戦後最大となる消費者被害事件に、私たち東海弁護士は、全国の弁護士団と力を合わせ、できるかぎり被害の救済に努めていきたいと考えています。